

文化福岡

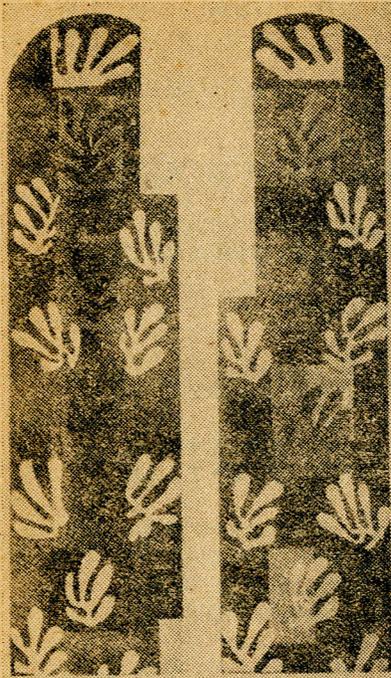
(福岡県立図書館報)

アンリ・マチスの壁畫

里見 安吉

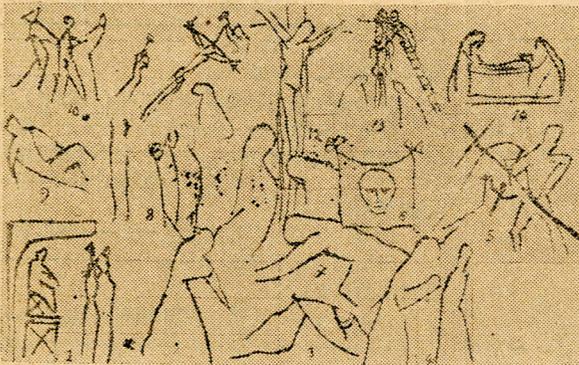
フランスから遙々と日本のために巨匠マチスの好意によつて其の画業六十年の結晶ともいふべき作品を送り來つて大がかりの展覧會が催された事は深い喜びである。八十才の老藝術家がその澄みきつた心境にうかぶヴィジョンを美しい線に託して描き出したヴァンス礼拝堂の壁畫は、其の清楚と單純と深みと、そこから流れて來る感情とを以て見る者の魂をしづめる。私は深い感動を以てしばらく

其の一つ一つの前に立ちつくした野獸派の祖といわれるマチスが礼拝堂の壁畫を製作中だと聞いたのは数年前のことであつたが、直ちには合点のゆきかねる動向であると思つていた。此度その製作態度をも窺えるようにとマチス自身の配慮によつて陳列された七十餘点の油絵と素描とを順を追うて見るにつけ、此の巨人の変化に富んだ歩みを一応あとづけて見るこ



が出来た。そして再び此の礼拝堂壁畫に立ちかえつて見ると、これは芸術の高度の單純化に達した小宇宙であるような感じもした。絵畫について門外漢の自分が此の單純な壁畫の前に立つて無限に想像が展開するのは此の單純な線の中に拘離している世界が大きいからであろう。私はかつてポツティチエリが晩年に没頭したダント神曲挿絵の地上樂園や天堂界の漂渺たる線に東洋的な美しさを感じたことがあつたが、マチスに於ては更に意識的な東洋への接近感を与えられる。「朧つく東洋の女」というデッサンには仏像に見られる

線が感じられ、「聖ドミニック」の手の墨による習作又は「神秘的な手の鉛筆習作」を見たとき、中宮寺の如意輪觀音像の手を思い出した。「十字架への道」の墨と毛筆の下絵はピラトの裁判から磔刑を経て十字架から下され墓に運ばれるまでのキリスト受難の十四圖を東壁にS字型に連続的に描いて、その出来上りの下絵は驚くほど單純だが、一つ一つの習作を見ると、消しては直し消しては直した丹念な研究の跡が見られる。受難圖の線は聖母子圖と聖ドミニック圖に見られる流れる様な線ではなく、力強い短い線である。聖母子にもドミニックにも目鼻を描かないマチスは況んやキリストの顔を描く筈がないが、受難圖の第六圖「聖ヴェロニック」の布に写つたキリストの顔だけは目鼻が描かれている。それも木炭習作の時には凹みある顔であつたが、完成の下絵では頬こけ目くぼんだすごみをおびたものである。石河画伯の講演で「キリストの顔を描き度い」といつたゴッホと、「キリストの顔は描くまい」といつたセザンヌとを面白く対照されるのを聴いたが、マチスは布に写つた REFLECTIONION のキリストの顔のみを描いたのだ。象徴的



(上圖)ヴァンス禮拝堂ステイン
ドグラス下繪 (右圖)「十字架への道」下繪

此の壁畫の全体から推して此れには何か深い意味が感じられる。此の壁畫は眞白いタイルに黒い線のみが焼き出されることになつ

ており、色彩を用いない單純な構成である。油絵を描くに當つては色彩の純度を最高に保つことに苦心して、少しでも濁つた色を嫌う異常な警戒心から、白い陶器のパレットを用いて色の純度を精密に調べたと云えらる。マチスは此の壁畫を描くに當つて全く別な道から色彩を導入した。其の色彩は丘の上にて建てられた礼拝堂に射つて來る日の光をステインド・グラスを通してよび入れるのである。南側の窓に黄・緑・青などの鮮かなステインド・グラスがあつて、空中を通して來る無色の光がこの堂を照らすときは微妙な色調をたよませる事であろう。私はシェリーの詩の次の一句を想ひ出してこの堂其のものもつ象徴を考へた。

Life, like a dome of many-coloured glass,
Stains the white radiance
of eternity,
Until death tramples it to
fragments.

(西南学院大学教授)

NCCC 合本 斡旋についで
日本図書館協会は次の通りNDCの合本を發行することになりましたので福岡県図書館協会で斡旋いたします。代函同封の上七月二十日迄に御申込下さい。

- 1、刊行期日 七月十日
- 2、内容 本表篇、索引篇の合本、補訂版、八五〇四
- 3、定價 八五〇四
- 4、体裁 A5版、五一八頁 上質印刷紙使用 糸クロース特製本
- 5、申込先 福岡県立図書館内 福岡県図書館協会

- 一、受講資格者
- 二、司書講習の受講資格
- 三、高等学校又は法附則第十項の規定により高等学校に含まれる学校を卒業した者
- 四、法附則第四項の規定により司書となる資格を有する者
- 五、司書となる資格を有する者
- 六、司書講習の受講資格
- 七、高等学校又は法附則第十項の規定により高等学校に含まれる学校を卒業した者
- 八、法附則第四項の規定により司書となる資格を有する者
- 九、その他
- 十、申込の方法(省略)
- 十一、受講者の集合日時及び宿舎等詳細な事項については、追って連絡する。
- 十二、別表一(関係分のみ)
- 十三、別表二
- 十四、司書講習科目
- 十五、受講者選定の方法

図書館法施行規則(昭和二十五年文部省令第二十七号)第九條の規定に基き、昭和二十六年における司書及び司書補の講習を次のように定める。

昭和二十六年六月六日
文部大臣 天野 貞祐
昭和二十六年年度圖書館専門的職員養成講習実施要綱

一、受講資格者
イ、司書講習の受講資格
イ、大学又は図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)以下「法」という。)附則第十項の規定により大学に含まれる学校を卒業した者
ロ、法附則第四項の規定により司書となる資格を有する者

二、司書補講習
イ、法附則第四項の規定により司書補となる資格を有する者
ロ、高等学校又は法附則第十項の規定により高等学校に含まれる学校を卒業した者

三、申込の方法(省略)

四、その他

五、受講者の集合日時及び宿舎等詳細な事項については、追って連絡する。

六、別表一(関係分のみ)

七、別表二

八、司書講習科目

九、受講者選定の方法

別表一 (関係分のみ)

講習期間	受講者数	講習区域
自七月十一日	約二〇〇名	福岡、佐賀、長門、熊本、大分、宮崎、鹿児島、根、愛媛、山口、島

一、必修科目

群	科目	単位数
甲群	図書館概論	二
乙群	図書館実務論	二
丙群	図書分類学	二
丁群	図書目録学	二
戊群	図書法	二
己群	図書経済学	二
庚群	図書行政学	二
辛群	図書史	二
壬群	図書学概論	二
癸群	図書学概論	二

二、必修科目

群	科目	単位数
甲群	成人教育と公共図書館	二
乙群	成人教育と公共図書館	二
丙群	成人教育と公共図書館	二
丁群	成人教育と公共図書館	二
戊群	成人教育と公共図書館	二
己群	成人教育と公共図書館	二
庚群	成人教育と公共図書館	二
辛群	成人教育と公共図書館	二
壬群	成人教育と公共図書館	二
癸群	成人教育と公共図書館	二

別表二

群	科目	単位数
甲群	図書史	二
乙群	図書史	二
丙群	図書史	二
丁群	図書史	二
戊群	図書史	二
己群	図書史	二
庚群	図書史	二
辛群	図書史	二
壬群	図書史	二
癸群	図書史	二

一、必修科目

群	科目	単位数
甲群	成人教育と公共図書館	二
乙群	成人教育と公共図書館	二
丙群	成人教育と公共図書館	二
丁群	成人教育と公共図書館	二
戊群	成人教育と公共図書館	二
己群	成人教育と公共図書館	二
庚群	成人教育と公共図書館	二
辛群	成人教育と公共図書館	二
壬群	成人教育と公共図書館	二
癸群	成人教育と公共図書館	二

二、必修科目

群	科目	単位数
甲群	成人教育と公共図書館	二
乙群	成人教育と公共図書館	二
丙群	成人教育と公共図書館	二
丁群	成人教育と公共図書館	二
戊群	成人教育と公共図書館	二
己群	成人教育と公共図書館	二
庚群	成人教育と公共図書館	二
辛群	成人教育と公共図書館	二
壬群	成人教育と公共図書館	二
癸群	成人教育と公共図書館	二

公共図書館監査基準

オハイオ州立図書館
館長 ポウル・A・T・ヌーン

項目	評点	得点
建築及び設備について		
独立建造物であるか	2	~
中心街附近に位置するか	1	~
単独の閲覧室であるか	1	~
備品(閲覧用机・椅子・カタログキヤビネット・ヴァーティカルファイル・時報告知板・雑誌棚・新聞閲覧台・タイプライター・貸出台)	2	~
事務室を有するか	1	~
五年毎に修理し、手入の行届いた建物であるか	1	~
建物に標識があり、快適な環境であるか	1	~
耐火建築であるか、災害保険に加入しているか、財産目録を備付けているか	1	~
計	10	~
蔵書について		
蔵書はすべて登録されているか	2	~
デューイ十進法により分類され、且図書背面に明瞭に記入されているか	3	~
図書の貸出にはカード式が用いられているか	2	~
書架目録に全蔵書が収録されているか	1	~
著者名及び書名カードが完備しているか	1	~
件名カードを有するか	1	~
計	10	~
館員について		
専任司書を擁するか	1	~
蔵書2万冊毎に司書補一名を置いているか	1	~
年間1部若しくはそれ以上の専門的雑誌を読んでいるか	1	~
年間3冊若しくはそれ以上の専門的図書を読んでいるか	1	~
オハイオ図書館協会及びアメリカ図書館協会の会員であり、且その専門的協議会に出席しているか	1	~
館員の養成について		
高等学校教育を受けた者(同等程度と認められた場合を除く)	1	~
若干の専門学校教育を受けた者(卒業の場合を除く)	1	~
専門学校卒業者	2	~
図書館学校に於て六週間の夏季講習を受けたもの(六週間以上を含む)	1	~
公認図書館学校卒業者	5	~
計	10	~
図書館協議会について		
州法により任命された委員であるか	1	~
定数出席の下に毎月定例の協議会を開催しているか	1	~
総予算が協議会の会計委員又は館長により運用されているか	1	~
毎年度予算案は館長により作成され、協議会が承認しているか	1	~
図書館税収に関する年間報告を新聞社及		

び州立図書館に送付しているか	1	~
計	5	~
館外活動について		
図書館の利用度を高める分館及び配本所を設けているか	2	~
学校分館を有するか	2	~
地元で無料解放しているか(郡立図書館を除く)	2	~
郡部の学校に貸出文庫を持っているか	2	~
農場、刑務所に図書及び雑誌を配本しているか	1	~
病院に配本しているか	1	~
計	10	~
協力について		
各種団体のための専用の会議室を館内に設けているか	1	~
地方各種団体のための集書を設けているか(親のしつけについてのP・T・A用書架など)	1	~
クラブ等の例年の寄贈及びクラブ組織に対する図書館の援助が行われているか	1	~
凡ゆる団体の積極的な関心と助力、特に成人団体の増加特別会計予算獲得に対する援助などが行われているか	1	~
新聞其他による宣伝が行われているか	1	~
計	5	~
総計	50	~
帯出者登録について		
帯出者登録案内規則、保証人(保証金)等		
登録人員総計	成年者	未成年者
登録管外居住者	管外居住者登録規定	登録期間
帯出規則について		
同時に帯出できる図書数	帯出期限	
帯出禁止規則		
参考事務について		
オハイオ州内の他の大図書館と連絡があるか	その頻度	
参考質疑の例		
州立図書館から図書を借用することがあるか		
借覽請求度数	入手度数	
戯曲	小説	非小説
詩		
其他州立図書館の利用		
成人教育		
集会(フォーラム)	Y・M・C・A	
婦人団体	夜間学校	
労働組合学級	語学研究会	
これら諸団体に對する館外活動		
館内に於ける会合	宣伝	
特別集書	館外奉仕係司書	
其他の成人教育活動		
読書指導		
アメリカ図書館協会援助		
個人的読書目録	ラヂオ指導	
其他の活動		
成人教育委員会	館側委員	
以上はM.W.Sandoe氏著County Library Primer. N.Y.1942.H.W.Wilson Co.よりの引用である。館長の命を受け何等かの参考になればと訳出した。訳文について不備の点があれば御叱正願いたい。(木村)		

丸善の図書館用品

カード類、ラベル、原簿、分類簿、分類板及代用板、カード容器、其ノ他

- ※ カード類は強靱な紙質を選び別産したもので、特に入念に製作致して居ります。
- ※ 図書館用品の御整備及び図書室設備、設計に於ては特に御相談に成じます。

カタログ進呈

福岡市上西町

丸善株式會社 福岡支店

電話 東 ④ 4831-3

教養圖書
娛樂圖書
農業圖書

品揃ひ!!

御註文品は迅速に取揃えて御送りします
図書室の完備には是非御利用下さい

金文堂書店

福岡市新天町
電話 ①三六八〇・五九八九

福岡県立図書館規則

沿革

(昭和廿六年六月二日改正)

第一章 總 則

第一條 福岡県立図書館(以下本館といふ)は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の精神にもとずいて同法第三條に規定する図書館奉仕をなすことをもつて目的とする。

第二條 本館の定期休館日は、次の通りとする。

- 一 歳始(一月一日から同五日まで)
- 二 国民の祝日
- 三 本館創立記念日(十一月十日)
- 四 曝書期(十月から十一月までの中およびその十日間)
- 五 館内整理日(毎月二十五日)
- 六 歳末(十二月二十八日から同三十一日まで)

2 前項の規定にかかわらず館長が必要と認められた場合は、臨時に休館することができる。但し、この場合はその都度予め日時を告示しなければならない。

第三條 開館時間は午前九時から午後九時までとする。但し、その時間は都合により伸縮することができる。

第六條 図書館資料を亡失又は汚損した者は、館長の指示に従つて現品又は相当の代価をもつて弁償しなければならない。

第二章 図書館内閲覧

第八條 本館閲覧室において同時に借り受けることのできる図書は、三冊以内(和装書は三冊をもつて洋装書一冊とみなす)とする。但し、特別の事由によつて館長の許可を受けたものはこの限りではない。

第十條 小学校の児童は児童室で閲覧するものとする。

2 中学校生徒は図書の性質によつて児童図書室の利用を許すことができる。

第三章 圖書携出閲覧

第十一條 本館の図書を携出閲覧しようとする場合は、所定の用紙に所要の事項を記入し、記名なつ印の上、保証金を添えて提出し携出閲覧券及び保証金納付済証を受けなければならない。

2 保証金は携出図書の価格が三百円未満の場合は三百円とし、三百円以上の場合は百円未満を増すことに百円を増すものとする。

3 保証金の納付は現金をもつてしなければならない。

4 昭和二十一年以前出版の図書は館長がその価格を査定する。

第十七條 左の各号の一に該当する図書は携出閲覧を許さない。一貴重図書、郷土誌料、辞書、お書、墨帖、目録類。一 館内において閲覧の多い図書。一 新着未整理の図書及び保管委託の圖書で委託者が承認しない図書。

第十八條 同時に携出することのできる圖書の冊数は二冊以内とする。但し、和装書については第八條の規定を準用する。

第十九條 携出閲覧の期間は一回十日以内とする。但し、遠隔の地にあつては、さらに五日間以内これを延期することができる。なお、本館の都合によつては、期間内にあつても返納させることがある。

2 前項の期間満了後なお引続き携出閲覧しようとする場合は、携出閲覧券を提出して館長の許可を得なければならない。

第二十條 携出図書を期間内に返納することを怠り、その他都合の行いがあつた場合は、一定期間携出閲覧を停止し、又は携出閲覧券を無効とし再交付しないことがある。

第二十三條 保証金の払戻しを受けようとする場合は、携出図書を返納したのち携出閲覧券及び保証金納付済証を提出し、本館所定の用紙に所要事項を記入して記名捺印の上、これを請求しなければならない。

第二十四條 貸出文庫は図書館、学校、公民館、官公署、その他館長において必要と認められた箇所これを廻付し、地方公衆に閲覧の便をあたえるものとする。

第二十五條 貸出文庫の廻付を受けようとする場合は、前記各箇所の責任者は館長にこれを請求しなければならない。

2 貸出文庫の廻付を受けた場合は請求者においてこれが管理の責に當らなければならない。

第二十六條 貸出文庫の使用期間は、その交付を受けた日から二箇月以内とする。

第二十七條 貸出文庫の圖書を亡失又は汚損した場合は、その管理者に対して第六條の規定を準用する。

第三十六條 この規則の施行について必要な細則並びに必要な書類の様式は館長においてこれを定める。

附 則

1 この規則は昭和二十六年四月一日からこれを適用する。

2 福岡県立図書館規則(昭和二十二年福岡県規則第二十三号は廃止する。)

あとがき

第六号をお届けする。里見安吉氏よりマチスの壁画についての玉稿を得たことは何よりの喜びであつた。今後も「文化福岡」の名に恥じぬよう、つとめてあらゆる文化面に互つて収録したい。

予算の関係で隔月発行は厳格に守れないかも知れないが、その代りに紙面の充実に力を注ぎたい。各位の御寄稿を望む。

本館では第一・第三土曜に映画、第二・第四土曜にこどものための会をもつこととしている。秋からはレコード・コンサートも開催の予定である。

七月四日を以て本館も新築満二周年を迎えた。遅々たる歩みではあつたがともかく基礎は出来た。更に本建築実現の一日も早からんことを。

いよいよ図書館職員の講習がはじまる。暑いところ御苦勞様といいたいがお互に頑張ろう。

緑蔭やおのおの白きページ線る。

昭和廿六年七月五日印刷
昭和廿六年七月十日發行
編集兼發行人 菊池 租
印刷人 川浪 作藏
印刷所 流芳堂印刷所
發行所 福岡市東公園
福岡県立図書館

